

## 消防団員の報酬等の改正について

### 1 経緯

総務省消防庁の「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告に基づき（令和3年4月13日付）、消防庁長官名発信「消防団員の処遇改善（出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定等）」に係る通知（以下「長官通知」という。）に基づくもの。

### 2 改正の趣旨

「長官通知」による消防団員の処遇改善として、報酬を①年額報酬、②出動報酬の2種類とすべきとのことから、現行の「芽室消防団条例」で規定する報酬（第12条）及び費用弁償（第13条）を改正しようとするもの。

### 3 報酬改正案

現行報酬（芽室消防団条例第12条）について、「長官通知」の基準を満たしていない階級を改正案のとおり改正しようとするもの。

（※下の表は、現行、改正案を記載）

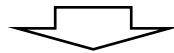
階級別	金額 【現行】	交付税単価 【改正案】	差額
団長	86,000円	82,500円	3,500円
副団長	65,000円	69,000円	▲4,000円
分団長	57,000円	50,500円	6,500円
副分団長	46,000円	45,500円	500円
部長	44,000円	37,000円	7,000円
班長	40,000円	37,000円	3,000円
団員	30,000円	36,500円	▲6,500円
機関員	13,000円		

#### 4 費用弁償改正案

現行費用弁償（芽室消防団条例第13条）について、「長官通知」では「出動手当は報酬とすべき」との通知に基づき、標準額（暦日単位）の8,000円にしようとするもの。

##### 【現行】費用弁償（旅費）

区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1回	6,000円	1回の単位は4時間とする。
訓練、警戒、査察等の職務	1回	5,000円	1回の単位は4時間とする。
会議等の職務	1日	3,300円	



##### 【改正案】出動報酬（報酬）

区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1日	8,000円	暦日
訓練、警戒、査察等の職務	1日	5,000円	暦日
会議等の職務	1日	3,300円	

#### 5 出動報酬の支給単位について

現行条例の解釈は、「災害出動の職務」・「訓練、警戒、査察等の職務」の単位を1回（4時間）としている。

また、今般の「長官通知」では、単位は「1回」ではなく「1日」とするのが適当とされ、「1日＝7時間45分」を基本として、関連法令上、日額支給が適正とされている。

（消防庁国民保護・防災部地域防災室長発事務連絡）

ただし、日をまたぐ際（例：23時30分に出動し翌1時30分まで2時間を活動したケース）は、支給単位が暦日となることから、2単位として支給しようとするもの。

##### 【災害出動の職務】

短時間(7:45未満)	日付またぎ	1日複数回出動	長時間(7:45以上)
8,000円	16,000円	8,000円	8,000円